

## 行政評価の実施に関する要綱

### 第1（趣旨）

この要綱は、県が実施する施策・事業の効果や目的達成度を評価することにより、成果重視の行政運営を行い、時代の変化や県民ニーズに的確に対応した県政を推進するため、行政評価の実施に関し必要な事項を定める。

### 第2（行政評価の目的）

#### （1）成果を重視した県民本位の行政の推進

県民の視点に立って施策・事業の成果等を検証し、事業の積極的な見直しや再構築を進め、成果を重視した行政運営を推進する。

#### （2）限られた財源や人材の効果的効率的な活用

社会経済情勢や県民ニーズの変化を踏まえ、不要不急な事業等を積極的に見直すことにより、財源、人材の効率的な配分を進め、県民が真に必要な施策・事業への重点化を図る。

#### （3）県民に対する説明責任の徹底

施策・事業の目的や目標、成果を明らかにし、施策展開における県民への説明責任を果たす。

### 第3（実施機関）

行政評価の実施機関は、知事部局、出納局、教育庁、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局（以下「各部局」という。）とする。

### 第4（評価の対象）

行政評価の対象は、別途策定する「行政評価実施要領」（以下「実施要領」という。）に定めるところによる。

### 第5（評価の種類）

行政評価は、各部局が行う評価（以下「第1次評価」という。）を基本とし、特定の分野等に関して更に外部評価を行う。

外部評価を実施した施策・事業については、外部評価結果を踏まえ、各部局で再度評価（以下「第2次評価」という。）を行う。

### 第6（評価の時点）

行政評価は、成果重視の行政運営を進める観点から、原則として前年度に実施した施策・事業を、年度終了後、事後評価することにより行う。

### 第7（評価の手順）

行政評価は、全庁的な総合性や客観性、信頼性を確保する観点から、以下に掲げる段階的な評価を経て、最終的な評価とする。なお、具体的な手順や評価スケジュール等は、実施要領に定めるところによる。

#### （1）第1次評価（各部局評価）

各部局は、その所管する施策・事業を評価する。ただし、複数の部局が関連する施策については、関係部局と協議の上、総合政策部が評価担当部局を決定する。

(2) 外部評価

前記(1)の第1次評価後、評価の客観性、透明性を高めるため、学識経験者などで構成する山梨県行政評価アドバイザー会議による外部評価を行う。

(3) 第2次評価(各部局評価)

前記(2)の行政評価アドバイザー会議の意見等を踏まえながら、各部局において、第2次評価を行う。

第8(評価の方法)

(1) 評価は、実施要領に定める評価調書様式により行う。

(2) 総合政策部は、評価の全体状況を把握するとともに、評価内容等に関する必要な調整及び支援を行う。ただし、公共施設については、総務部が行うものとする。

第9(評価結果の公表)

評価結果は、総合政策部及び総務部において取りまとめの上、実施要領に定める方法により県民に公表する。

第10(評価結果の反映)

評価結果は、翌年度の施策・事業の予算等に反映するものとする。なお、当該年度の事業の執行に当たっても、評価結果を十分に踏まえ、適切な改善に努めることとする。

第11(制度の見直し)

行政評価は、実施の過程を通じてその改善と発展が図られるよう、必要に応じ、制度の見直しを図るものとする。

第12(その他)

この要綱に定めるもののほか、行政評価の実施に関し必要な事項は、総合政策部長及び総務部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月15日から施行する。
- 2 政策アセスメントの実施に関する要綱(平成17年4月21日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。